

令和8年度 経営所得安定対策等の概要

佐渡市農業
再生協議会
令和8年3月
作成

1 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

- ・加入するためには認定農業者・集落営農・認定新規就農者のいずれかであることが必要です。
※支払時期まで認定期間が残っていることが必要です。
- ・収入保険とは同時に加入することができません。
- ・加入者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの、需要者へ直接販売したものがナラシの補てん対象になります。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- ・加入するためには認定農業者・集落営農・認定新規就農者のいずれかであることが必要です。
※支払時期まで認定期間が残っていることが必要です。
- ・品質及び数量は農産物検査等により確認させていただきます。
- ・消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれることから、免税事業者向けの単価を申請する方は、申請時に収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要となります。

《数量払単価一覧》 R8年度より単価改定 ※麦、なたね、てん菜、ばれいしょは省略しています。

品質		1等	2等	3等	特定加工用	備考
大豆	課税事業者向け単価	11,410円	10,720円	10,040円	9,360円	大豆（円/60kg） 前年同額
	免税事業者向け単価	11,910円	11,220円	10,540円	9,860円	
そば	課税事業者向け単価	16,450円	14,340円	—	—	そば（円/45kg） 前年同額
	免税事業者向け単価	17,280円	15,170円	—	—	

※免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれておりません。

3 水田活用の直接支払交付金 戦略作物助成

対象作物	交付単価	注意事項
麦・大豆・飼料作物	35,000円/10a※1	地域の標準単収等を著しく下回る場合、交付されない場合があります
WCS用稲	80,000円/10a	
加工用米	20,000円/10a	コメ新市場開拓等促進事業（旧リノベ事業）と重複交付されません
飼料用米・米粉用米	収量に応じて ※2 55,000円～105,000円/10a	基準単収±150kg内で交付単価が変動するが、-150kg以下の場合、交付されない場合があります

※1 多年生牧草について、当年産において収穫のみを行う年は10,000円/10aで支援。

※2 飼料用米について、令和5年産より区分管理方式での取組の場合、ふるい上（1.70mm）の米のみが支援対象となりました。